

諮問資料2

諮 問 資 料

＜第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(令和6～8年度)の策定について＞

1 高齢者福祉計画・介護保険事業計画について

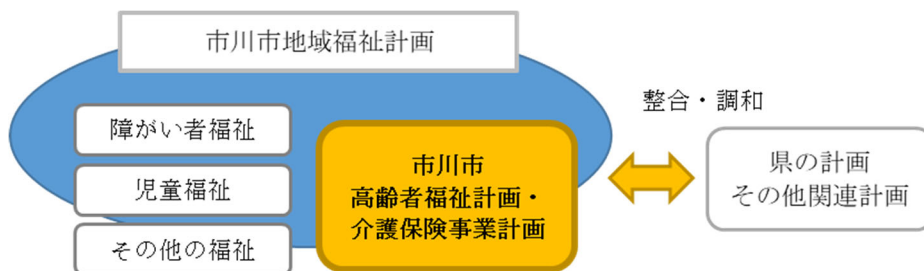
「市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(以下、「本計画」という)は、高齢者を取り巻くさまざまな課題に対して、本市が目指すべき基本的な施策目標を定め、その実現に向けて取り組む施策を明らかにするとともに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築、推進する計画です。

老人福祉事業の供給体制の確保に関する「高齢者福祉計画」と、三年を一期として介護保険サービス等の見込み量から計画期間の介護保険料を定める「介護保険事業計画」とは、一体のものとして作成することとされています。

(1) 計画の位置づけ

本計画は、国の示す「基本指針」に即して策定し、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項を定める「市川市地域福祉計画」の内容を踏まえて策定します。

また、県で定める関連計画との整合を図るほか、保健・医療や住まいなど地域包括ケアの推進に関連する他計画との整合・調和を保つよう努めます。



(2) これまでの計画策定状況

| 年度 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 計画期 | 第1期 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 第2期 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | 第3期 | | 第4期 | | 第5期 | | | | |
| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | | | |
| 計画期 | 第6期 | | | 第7期 | | | 第8期 | | | 次期 第9期計画 | | | | | |
| | | | | | | | 策定 | | | | | | | | |

2 第9期市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたって

(1) 基本理念

＜第9期計画 案＞：第8期計画を継承

個人としての尊厳が保たれ その人らしく自立した生活を送ることができる
安心と共生のまち いちかわ

(2) 基本方針

＜第9期計画 案＞：第8期計画を継承

地域の多様な主体がもつ強みや資源を有効活用して課題の解決に取り組み、
地域包括ケアシステムを推進していきます。

(3) 基本目標

＜第8期計画＞

| | |
|--------|--------------------------|
| 基本目標 1 | 「介護予防・生活支援」の基盤づくりと拡大に向けて |
| 基本目標 2 | 「医療・介護」の連携推進と提供体制確保に向けて |
| 基本目標 3 | 「住まい」の安心・安全と共生のまちづくりに向けて |



＜第9期計画 案＞

| | |
|--------|-------------------|
| 基本目標 1 | 自分らしく「自立」した生活をおくる |
| 基本目標 2 | 尊厳ある暮らしを最期まで支える |
| 基本目標 3 | 安心と共生の基盤をつくる |

(4) 日常生活圏域

＜第8期計画＞

4 圏域



＜第9期計画 案＞

15 圏域

(5) 計画に盛り込むべき事項

本計画に盛り込む事項について、下記のとおり規定されています。

①市町村介護保険事業計画に関する国の「基本指針」(第8期介護保険事業計画)

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>作成に関する 基本的事項</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等 2 要介護者等地域の実態の把握 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備 4 2025年度及び2040年度の推計並びに第8期の目標 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表 6 日常生活圏域の設定 7 他の計画との関係 8 その他 |
| <p>基本的記載事項 (第117条第2項)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 日常生活圏域 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み 3 各年度における地域支援事業の量の見込み 4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定 |
| <p>任意記載事項 (第117条第3項)</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項 <ol style="list-style-type: none"> (一) 在宅医療・介護連携の推進 (二) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (三) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 (四) 地域ケア会議の推進 (五) 高齢者の居住安定に係る施策との連携 2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策 3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項 5 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項 6 認知症施策の推進 7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数 8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項 9 市町村独自事業に関する事項 10 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項 11 災害に対する備えの検討 12 感染症に対する備えの検討 |

②次期計画の「基本指針」検討に考慮される要素

＜社会保障審議会 介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日）関係＞

- 生活を支える介護サービス等の基盤の整備
- 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現
- 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進等

＜「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年5月19日公布）関係＞

- 介護情報基盤の整備
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化
- 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務
- 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化
- 地域包括支援センターの体制整備等
- 医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化

＜「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針改定案」関係＞
(令和5年2月16日医療介護総合確保促進会議資料)

(意義)

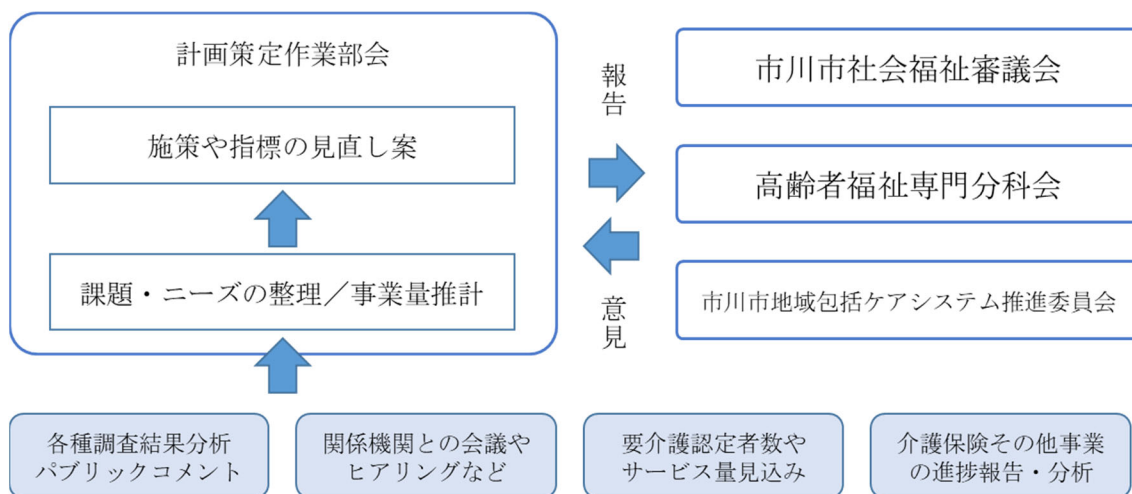
○ 「団塊の世代」が全て75歳以上となる2025年、その後の生産年齢人口の減少の加速等を見据え、患者・利用者・国民の視点に立った医療・介護の提供体制を構築。自立と尊厳を支えるケアを実現

(基本的方向性)

- 「地域完結型」の医療・介護提供体制の構築
- サービス提供人材の確保と働き方改革
- 限りある資源の効率的かつ効果的な活用
- デジタル化・データヘルスの推進
- 地域共生社会づくり

3 計画の策定体制・スケジュール（案）について

(1) 計画の策定体制



(2) 計画策定スケジュール（案）

| | | 行政・市川市社会福祉審議会 | 市民・関係者等 |
|--------|------|------------------------------|----------------|
| ～令和3年度 | | 市川市地域包括ケアシステム推進委員会 | 市川市地域ケア推進会議 |
| 令和4年度 | 通年 | 市川市地域包括ケアシステム推進委員会 | 市川市地域ケア推進会議 |
| | 11月～ | | 市民等アンケート調査 |
| | 3月 | 社会福祉審議会 | 介護事業者等アンケート調査 |
| 令和5年度 | 5月 | 第1回高齢者福祉専門分科会 | |
| | 7月 | 第1回社会福祉審議会【諮問】 | 市川市地域ケア推進会議 |
| | 8月 | 第2回社会福祉審議会 第2回高齢者福祉専門分科会 | 市川市介護保険地域運営委員会 |
| | 9月 | 第3回高齢者福祉専門分科会 | |
| | 10月 | 第3回社会福祉審議会 | パブリックコメント |
| | 11月 | 市川市地域包括ケアシステム推進委員会 | |
| | 12月 | 第4回社会福祉審議会 | |
| | 1月 | | |
| | 2月 | 第5回社会福祉審議会 第6回社会福祉審議会【答申】 | |
| | 3月 | 本計画の策定 | |